

行 政 監 査

1 監査の実施期間

令和3年5月12日から同年12月6日まで

2 監査のテーマ 一者随意契約について

本市の委託契約(予定価格50万円超)及び備品購入(予定価格5万円以上)事務のうち、一者随意契約を行っているものを監査の対象とした。

◎ 対象業務 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに締結された委託契約(予定価格50万円超)及び備品購入(予定価格5万円以上)のうち一者随意契約となっているもの

◎ 対象所属 全所属(管理体制等については契約検査課)

3 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度の契約状況を基本として、業務実施状況の分析や課題等の検証などで必要な場合は、令和元年度以前の執行状況も対象とした。

4 監査の方法

予備監査では、実態調査として、全所属に対し「一者随意契約状況調」の提出を求め、必要に応じて個別に財務関係文書、契約書類等の確認を行い、関係職員から実情を聴取する方法により監査を実施した。

また、本監査では、契約検査課を対象に全庁的な契約事務の管理体制等に関するヒアリングを実施した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、合規性、正確性、実在性、網羅性について、次の5つの着眼点で監査を実施した。

- (1) 契約事務が適正に実施されているか
- (2) 随意契約とした根拠は、関係書類に明記されているか
- (3) 一者随意契約とした理由は、妥当性があるか
- (4) 例規・マニュアル等と実務に乖離は無いか
- (5) 業務の検査体制は適切か

◎予備監査

【実態調査】

○対象…全所属(87所属)

○期間…令和3年5月26日～同年7月9日

○方法…調査票によるアンケート形式で実施

◎本監査

- 対象…契約検査課
- 期間…令和3年11月11日
- 方法…契約事務の管理体制等についてヒアリング形式で実施

5 監査の結果

一者随意契約に係る契約事務については概ね適正に実施されていたが、調査及び監査の結果、改善や検討を要する事項が見受けられた。調査及び監査に基づく改善要望事項を6点提示したので、今後の事務事業の執行に活かされたい。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として単位未満を四捨五入したため、合計と一致しない場合もある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。

行政監査目次

1	地方公共団体の契約事務の概要	53
(1)	地方公共団体の契約	53
(2)	随意契約の概要	53
2	本市の契約事務(委託契約及び備品購入)の概要	54
(1)	契約事務の流れ	54
(2)	指名委員会	54
(3)	委託契約	54
(4)	備品購入	55
(5)	随意契約	55
3	実態調査の結果	56
(1)	本市における委託契約備品購入の取扱状況	56
(2)	予定価格50万円超の委託契約の状況	57
(3)	一者随意契約の状況(委託契約)	60
(4)	予定価格5万円以上の備品購入の状況	65
(5)	一者随意契約の状況(備品購入)	69
4	調査及び監査に基づく改善事項等	73

◎ 一者随意契約について

1. 地方公共団体の契約事務の概要

(1) 地方公共団体の契約

地方公共団体における契約については、地方自治法(以下「自治法」という。)において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」と規定されている。(自治法第234条第1項)

そのうち、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては、「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」とされており、機会均等、公平性、経済性の原則から、自治法では一般競争入札を原則的な契約方法としている。(自治法第234条第2項)

(2) 随意契約の概要

随意契約は、競争の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法となっており、複数の業者から企画提案などを徴し契約相手を選定するプロポーザル、複数の業者から見積書を徴し契約相手を選定する見積合せ、一者を特定し見積等を徴し契約相手として選定する一者随意契約などの形式がある。

一般的に随意契約の長所としては、契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであるため、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができること、競争に付する手間を省略できることなどが挙げられる。

一方、短所としては、地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から、運用を誤ると契約相手が固定化すること、契約自体が情実に左右され適正な価格による契約が行われない事態が発生する可能性があることなどが挙げられる。

随意契約によることができる要件は、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の2第1項各号で規定されており、その要件を満たす場合のみ行うことができる。各号の内容を要約すると以下のとおりとなっている。

なお、地方公営企業会計(以下「企業会計」という。)の場合は地方公営企業法施行令(以下「地公令」という。)第21条の14第1項各号に自治令と同様の規定があり、そちらが要件となっている。

「自治令第167条の2第1項及び地公令第21条の14第1項」

1. 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
※本市では、委託契約は50万円、備品購入は80万円(富士市契約規則)
2. 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
3. 福祉関係施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより物品等の調達をする契約等をするとき
4. 普通地方公共団体の長の認定を受けたものが生産する物品等について、規則に定める手続きにより契約をするとき

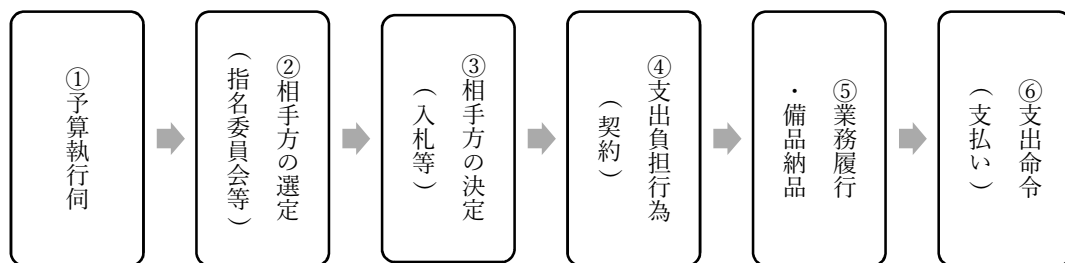
- 5. 緊急の必要により入札に付することができないとき
- 6. 競争入札に付することが不利と認められるとき
- 7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき
- 8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- 9. 落札者が契約しないとき

2. 本市の契約事務(委託契約及び備品購入)の概要

(1) 契約事務の流れ

本市の予定価格50万円超の委託契約及び5万円以上の備品購入は概ね図1のような手順で実施されている。

図1



(2) 指名委員会

本市では、本市が発注する委託契約等の入札時の入札参加者の指名の公正と適正化を目的として、各種指名委員会を設置し、入札参加者の指名に関する事項(随意契約に係る業者の選定を含む)について審議している。

各所属で契約事務を行う委託契約については、部単位・課単位の指名委員会で取り扱うこととなっており、予定価格500万円以上の案件は部単位の指名委員会、500万円未満の案件は課単位の指名委員会で審議することとなっている。

指名委員会の構成員は、概ね、部単位の指名委員会は部長と部に所属する課長、課単位の指名委員会では課長と主幹以上の職員で構成されている。

上記以外に、一般・特別会計の130万円以上の工事と50万円以上の建設関連委託を審議する富士市建設工事等入札参加者指名委員会、80万円以上の物品購入を審議する富士市物品購入等入札参加者指名委員会が各々設置されている。

(3) 委託契約

本市の予定価格50万円超の委託契約については、原則としてそれぞれの契約所管課が図1の①～⑥の契約事務を行っており、入札参加者の指名に関する事項(随意契約に係る業者の選定を含む)については、予定価格に応じて部単位及び課単位の指名委員会で審議している。

ただし、予定価格50万円以上の建設関連業務委託(測量、調査、設計及び監理)については、企業会計のものも含めて、契約検査課で図1の②～④の契約事務を一元管理しており、入札参加者の指名に関する事項(随意契約に係る業者の選定を含む)につい

ては、富士市建設工事等入札参加者指名委員会で審議を行っている。富士市建設工事等入札参加者指名委員会は、第1委員会(副市長、財政部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、建設部長、契約検査課長)と第2委員会(財政部長ほか建設工事関連課長10人)で構成されており、予定価格2,000万円以上の委託契約は第1委員会、予定価格2,000万円未満の委託契約は第2委員会で取り扱っている。

(4) 備品購入

本市では、一般・特別会計の予定価格5万円以上の備品購入(図書館の蔵書は対象外)について集中購入を実施しており、図1の②～④の契約事務を契約検査課で取り扱っている。原則として、予定価格80万円超の案件は公募型指名競争入札¹、80万円以下の案件はオープンカウンター方式の見積合せ²(以下、オープンカウンター)を行っている。

なお、予定価格5万円以上80万円以下でオープンカウンターに適さない備品の購入については、各所属で契約事務を行っているが、その際は自治令第167条の2第1項第2～9号に適合していることを示した「随意契約確認書」等を契約検査課等に提出させている。

また、予定価格80万円以上の一般・特別会計の備品購入についての入札参加者の指名に関する事項等の審議については、富士市物品購入等入札参加者指名委員会でを行っている。富士市物品購入等入札参加者指名委員会は部指名委員会(財政部長と財政部所属課長)と課指名委員会(契約検査課長、契約担当統括主幹、契約担当主幹)で構成されており、予定価格2,000万円以上の案件は部指名委員会、予定価格2,000万円未満の案件は課指名委員会で取り扱っている。

企業会計については、水道事業及び公共下水道事業(以下「上下水道事業」という。)では、上下水道経営課が契約検査課と同じ役割を行い、一般・特別会計と同様に公募型指名競争入札、オープンカウンターを実施している。

病院企業会計では、病院総務課が集中購入を行っており、原則として80万円超の案件は指名競争入札、80万円以下の案件は見積合せでの購入を行っている。

(5) 随意契約

本市における随意契約に係る業者の選定等についての審議は、上記のそれぞれの指名委員会で行われている。契約検査課では、予算科目別の契約方法や契約事務の流れについて記載した「契約事務の手引き」を毎年度作成し、研修での説明や公表により職員への周知を行っている。

また、随意契約に関する公平性、透明性の確保及び事務処理の統一化を図り、標準的な考え方を示すことを目的とした「富士市随意契約ガイドライン」(以下、随意契約ガイドラインという。)を平成19年3月1日から施行しており、各指名委員会はこれ

¹購入する物品等の内容を公表し、応募のあった業者の審査を行い、選定した業者を指名し競争入札を行う契約の形式

²購入する物品等の内容を公表し、見積相手を特定せず、参加希望者から見積書の提出を求め契約の相手方を決定する形式

を参考にして審議を行っている。

3 実態調査の結果

(1) 本市における委託契約及び備品購入の取扱状況

ア 所属別の委託契約及び備品購入の状況

各所属における予定価格 50 万円超の委託契約及び 5 万円以上の備品購入の有無を示したものが表 1 である。

令和 2 年度における委託契約の有無について「有り」と回答した所属は 72 所属 (82.8%)、「無し」と回答した所属は 15 所属 (17.2%) となっている。

また、備品購入の有無について「有り」と回答した所属は 43 所属 (49.4%)、「無し」と回答した所属も 44 所属 (50.6%) となっている。

【表1】 予定価格50万円以上の委託契約及び
5万円以上の備品購入の有無 (単位：件)

	委託契約		備品購入	
	所属数	構成比	所属数	構成比
有り	72	82.8%	43	49.4%
無し	15	17.2%	44	50.6%
合計	87	100.0%	87	100.0%

イ 指名委員会の設置状況

令和 3 年 4 月 1 日時点での部単位及び課単位の指名委員会の設置状況を示したものが表 2 である。

500 万円以上の委託契約等を取扱う部単位の指名委員会は 13 設置されている。

なお、市長公室と選挙管理委員会事務局は総務部、会計室と監査委員事務局は財政部と合同で部単位の指名委員会を設置している。

また、部単位の指名委員会に属していないのは 500 万円以上の委託契約等を行っていない議会事務局となっている。

課単位の指名委員会については、「設置している」と回答した所属が 78 所属 (89.7%)、「設置していない」と回答した所属が 9 所属 (10.3%) となっている。

「設置していない」と回答したのは、主に 50 万円超の委託契約等を行っていない所属となっている。

【表2】 指名委員会の設置状況 (単位：件)

	部単位の指名委員会		課単位の指名委員会	
	所属数	構成比	所属数	構成比
設置している	13	92.9%	78	89.7%
設置していない	1	7.1%	9	10.3%
合計	14	100.0%	87	100.0%

(2) 予定価格50万円超の委託契約の状況

ア 委託契約の所属別実績

令和2年度における予定価格50万円超の委託契約の所属別実績を示したものが表3である。

令和2年度は予定価格50万円超の委託契約739件を締結しており、部単位の指名委員会の審議案件である500万円以上の契約は261件で全体の36.3%、課単位の指名委員会の案件である500万円未満の契約は478件で全体の64.7%となっている。

最も件数が多かった所属は「保健部」93件(12.6%)であり、以下「都市整備部」86件(11.6%)、「環境部」85件(11.5%)、「産業経済部」75件(10.2%)と続いている。

契約金額は合計17,117,298千円となっており、最も金額が多かったのは「上下水道部」7,125,522千円(41.6%)であり、以下「保健部」2,099,510千円(12.3%)、「都市整備部」1,489,910千円(8.7%)、「環境部」1,478,879千円(8.7%)と続いている。

また、1契約当たりの平均契約金額では「上下水道部」と「消防本部」が高くなっているが、上下水道部では「終末処理場管理運転等業務委託」(5年債務負担行為)、「し尿処理施設管理運転業務委託」(5年債務負担行為)、消防本部では「高機能消防指令センター部分更新」など高額の契約を行ったことが主な要因となっている。

なお、「終末処理場管理運転等業務委託」は今回調査した中で最も高い契約金額となっている。

【表3】 予定価格50万円超の委託契約の状況 (所属別)

(単位：件・千円)

	所属数	件数				契約金額合計	構成比	1契約当たりの平均金額
		予定価格500万円未満	予定価格500万円以上	合計	構成比			
市長公室	2	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0
総務部	7	29	14	43	5.8%	235,843	1.4%	5,485
財政部	6	18	12	30	4.1%	246,169	1.4%	8,206
市民部	7	31	15	46	6.2%	264,761	1.6%	5,756
福祉こども部	7	33	20	53	7.2%	985,568	5.8%	18,596
保健部	7	48	45	93	12.6%	2,099,510	12.3%	22,575
環境部	4	58	27	85	11.5%	1,478,879	8.7%	17,399
産業経済部	5	58	17	75	10.2%	548,049	3.2%	7,307
都市整備部	8	57	29	86	11.6%	1,489,910	8.7%	17,325
上下水道部	7	15	23	38	5.1%	7,125,522	41.6%	187,514
建設部	5	40	29	69	9.3%	502,378	2.9%	7,281
中央病院	5	54	18	72	9.8%	1,030,237	6.0%	14,309
消防本部	6	2	2	4	0.5%	434,169	2.5%	108,542
教育委員会	6	33	10	43	5.8%	671,403	3.9%	15,614
その他行政委員会等	5	2	0	2	0.3%	4,899	0.0%	2,450
合計	87	478	261	739	100.0%	17,117,298	100.0%	23,163

※契約額は当初契約時の金額

イ. 委託契約の業務種類別実績

令和2年度における予定価格50万円以上の委託契約の業務種類別実績を示したものが表4である。

件数が最も多かったのは「調査、研究、測定、集計、鑑定」92件(12.5%)であり、以下「施設等機械保守点検」85件(11.5%)、「施設、設備等維持管理運営」76件(10.3%)、「コンピュータシステム関連」73件(9.9%)と続いている。

契約金額では「施設、設備等維持管理運営」8,632,890千円(50.4%)が最も多く、以下「保健、医療関係」1,626,701千円(9.5%)、「コンピュータシステム関連」1,394,716千円(8.2%)と続いている。

「施設、設備等維持管理運営」の金額が多くなっているが、主なものは、表3で言及した「終末処理場管理運転等業務委託」、「し尿処理施設管理運転業務委託」などとなっている。

なお、「その他の業務」の内容は、「法律顧問契約」「情報セキュリティ外部監査業務委託」「職員採用試験に係る試験問題集の貸与に関する業務委託」「富士市CNFプラットフォーム製品開発事業」などとなっている。

【表4】 予定価格50万円超の委託契約の状況(業務種類別)

(単位：件・千円)

	件数				契約金額 合計	構成比
	予定価格 50万円 未満	予定価格 50万円 以上	合計	構成比		
調査、研究、測定、集計、鑑定	77	15	92	12.5%	349,462	2.0%
施設等機械保守点検	65	20	85	11.5%	921,819	5.4%
施設、設備等維持管理運営	34	42	76	10.3%	8,632,890	50.4%
コンピュータシステム関連	41	32	73	9.9%	1,394,716	8.2%
保健、医療関係	37	33	70	9.5%	1,626,701	9.5%
工事、修繕、測量、登記、工事関連設計等	19	39	58	7.8%	651,631	3.8%
ゴミ、廃棄物処理	32	21	53	7.2%	1,126,692	6.6%
事務補助、業務支援	24	19	43	5.8%	587,902	3.4%
福祉関係	23	12	35	4.7%	621,452	3.6%
除草、剪定、消毒、害虫駆除	23	1	24	3.3%	55,864	0.3%
コンサルティング、企画、計画等策定	18	6	24	3.3%	107,690	0.6%
運送、配送、公共交通運行	14	8	22	3.0%	145,178	0.9%
施設清掃、衛生管理	14	7	21	2.8%	250,589	1.5%
物品の製作、印刷、設置、交換、補修	17	1	18	2.4%	343,803	2.0%
講演、研修、シンポジウム、イベント運営	15	0	15	2.0%	25,468	0.2%
窓口、相談、受付	9	3	12	1.6%	217,308	1.3%
普及啓発、広報、観光	6	1	7	0.9%	37,168	0.2%
施設警備	5	1	6	0.8%	17,308	0.1%
その他の業務	5	0	5	0.7%	3,659	0.0%
合計	478	261	739	100.0%	17,117,298	100.0%

※契約額は当初契約時の金額

ウ 委託契約の契約方法別実績

契約方法別の委託契約の状況を示したものが表5である。

件数が最も多かったのは「一者随意契約」400件(54.1%)で過半数を占めており、以下「指名競争入札」201件(27.2%)、「随意契約(見積合せ)」53件(7.2%)、「一般競争入札」44件(5.9%)と続いている。

契約金額では「一者随意契約」5,849,814千円(34.2%)が最も多くなっており、以下「プロポーザル」5,325,319千円(31.1%)、「一般競争入札」1,941,478千円(11.3%)、「指名競争入札」1,904,638千円(11.1%)と続いている。

なお、「その他の契約方法」については、市が単価を決定し複数事業者と契約をするものなどとなっており、「地域包括支援センター運営事業委託」や「障害者等相談支援事業委託」などの福祉関係の業務で発生している。

【表5】 予定価格50万円超の委託契約の状況(契約方法別) (単位：件・千円)

	件数				契約額	構成比
	予定価格 50万円 未満	予定価格 50万円 以上	合計	構成比		
一般競争入札	7	37	44	5.9%	1,941,478	11.3%
指名競争	143	58	201	27.2%	1,904,638	11.1%
プロポーザル	15	12	27	3.7%	5,325,319	31.1%
随意契約(見積合せ)	32	21	53	7.2%	1,622,269	9.5%
一者随意契約	273	127	400	54.1%	5,849,814	34.2%
その他の契約方法	8	6	14	1.9%	473,780	2.8%
合 計	478	261	739	100.0%	17,117,298	100.0%

※契約額は当初契約時の金額

※一般競争入札には制限付きを含む

エ 契約方法別の落札率の状況

予定価格50万円超の委託契約の契約方法別の落札率を示したものが表6である。

委託契約全体739件の平均落札率は94.2%となっている。

契約方法別で最も平均落札率が高かったのは「その他の契約方法」99.9%であり、以下「一者随意契約」97.8%、「プロポーザル」97.2%、「随意契約(見積合せ)」94.6%と続いている。

「その他の契約方法」の平均落札率が高くなっている主な要因は、前述したように市が単価を設定している業務であるため、ほとんどの落札率が100%となっているためである。

また、「一者随意契約」の平均落札率は97.8%となっており、「一者随意契約以外の契約方法」の平均落札率89.8%と比較して8.0ポイント高くなっている。

「一者随意契約」の落札率の内訳をみると「落札率100%」が280件と全体の7割を占めており、このことが平均落札率上昇の要因となっている。

【表6】 契約方法別落札率の状況

(単位：件)

落札率 別内訳	一者随意契約		一者随意契約以外の契約方法										合計			
	件数	比率	一般競争入札		指名競争		プロポーザル		随意契約 (見積合せ)		その他の 契約方法		小計		件数	比率
50%未満	3	0.8%	0	0.0%	6	3.0%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	8	2.4%	11	1.5%
50%以上 75%未満	8	2.0%	0	0.0%	33	16.4%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	35	10.3%	43	5.8%
75%以上 100%未満	109	27.2%	43	97.7%	151	75.1%	15	55.6%	24	45.3%	1	7.1%	234	69.0%	343	46.4%
100%	280	70.0%	1	2.3%	11	5.5%	12	44.4%	25	47.1%	13	92.9%	62	18.3%	342	46.3%
合計	400	100.0%	44	100.0%	201	100.0%	27	100.0%	53	100.0%	14	100.0%	339	100.0%	739	100.0%
平均落札率	97.8%		90.2%		86.8%		97.2%		94.6%		99.9%		89.8%		94.2%	

※落札率=当初契約額/予定価格

(3) 一者随意契約の状況(予定価格50万円を超える委託契約)

ア 委託契約の所属別実績(一者随意契約)

一者随意契約の所属別実績を示したものが表7である。

件数が最も多かった所属は「中央病院」60件(15.0%)であり、以下「保健部」54件(13.5%)、「環境部」46件(11.5%)、「福祉子ども部」41件(10.2%)と続いている。

契約金額では「環境部」1,313,659千円(22.5%)が最も多く、以下「保健部」1,111,719千円(19.0%)、「福祉子ども部」761,190千円(13.0%)、「教育委員会」591,112千円(10.1%)と続いている。

各所属の50万円超の委託契約件数に占める一者随意契約の割合では、契約件数は少ないが「消防本部」(100.0%)が最も高く、以下「中央病院」(83.3%)、「福祉子ども部」(77.4%)、「総務部」(69.8%)と続いている。

一者随意契約の割合が高かった「消防本部」や「中央病院」などの委託契約の業務内容の傾向としては、業務システムの更新や機器の保守点検など導入時の業者に作業をさせる契約が多く見受けられた。

また、「建設部」(21.7%)、「上下水道部」(26.3%)など建設関連業務委託を多く所管している所属は一者随意契約の割合が低くなっている。

【表7】一者随意契約の状況(所属別)

(単位：件・千円)

	件数				50万円超の 委託契約に占 める一者随意 契約の割合	契約金額合計	構成比
	予定価格 500万円 未満	予定価格 500万円 以上	合計	構成比			
市長公室	0	0	0	0.0%	—	0	0.0%
総務部	21	9	30	7.5%	69.8%	155,226	2.7%
財政部	10	6	16	4.0%	53.3%	84,415	1.4%
市民部	19	8	27	6.7%	58.7%	186,638	3.2%
福祉こども部	25	16	41	10.2%	77.4%	761,190	13.0%
保健部	30	24	54	13.5%	58.1%	1,111,719	19.0%
環境部	27	19	46	11.5%	54.1%	1,313,659	22.5%
産業経済部	30	7	37	9.2%	49.3%	340,243	5.8%
都市整備部	30	8	38	9.5%	44.2%	181,235	3.1%
上下水道部	5	5	10	2.5%	26.3%	337,575	5.8%
建設部	10	5	15	3.8%	21.7%	78,209	1.3%
中央病院	47	13	60	15.0%	83.3%	273,832	4.7%
消防本部	2	2	4	1.0%	100.0%	434,169	7.4%
教育委員会	16	5	21	5.3%	48.8%	591,112	10.1%
その他行政委員会等	1	0	1	0.3%	50.0%	592	0.0%
合計	273	127	400	100.0%	54.1%	5,849,814	100.0%

※契約額は当初契約時の金額

イ 委託契約の業務種類別実績(一者随意契約)

一者随意契約の状況を業務の種類別に示したものが表8である。

件数が最も多かったのは「コンピュータシステム関連」66件(16.4%)であり、以下「施設等機械保守点検」55件(13.8%)、「保健、医療関係」53件(13.2%)、「ゴミ、廃棄物処理」36件(9.0%)と続いている。

契約金額についても、「コンピュータシステム関連」1,311,390千円(22.4%)が最も多く、以下「保健、医療関係」1,269,841千円(21.7%)、「ゴミ、廃棄物処理」1,070,722千円(18.3%)と続いている。

業務種類別の50万円超の委託契約件数に占める一者随意契約の割合では、件数は少ないが「普及啓発、広報、観光」(100.0%)や「コンピュータシステム関連」(90.4%)などが高くなっている。

「普及啓発、広報、観光」の割合が高いのは、「宿泊助成及び市内観光支援事業業務委託」や「感染症対策実施店周知支援事業」など新型コロナウイルス感染症への対策のため急遽実施が決定した業務や市民協働事業提案制度の提案先が委託相手になっている業務などで一者随意契約が行われたことなどによるものとなっている。

また、同じく一者随意契約の割合が高かった「コンピュータシステム関連」では、共同電算化事業で導入したシステムの保守・更新・改修など既存のシステム等との関連性が高い業務で一者随意契約が行われていた。

なお、「工事、修繕、測量、登記、工事関連設計等」(8.6%)では、一者随意契約の割合が低くなっており、契約検査課で集中して契約事務が行われる建設関連業務委託が多く含まれることがその要因となっている。

【表8】一者随意契約の状況(業務種類別)

(単位：件・千円)

	件数				50万円超の 委託契約に占 める一者随意 契約の割合	契約金額合計	構成比
	予定価格 500万円 未満	予定価格 500万円 以上	合計	構成比			
普及啓発、広報、観光	6	1	7	1.7%	100.0%	37,168	0.6%
コンピュータシステム関連	39	27	66	16.4%	90.4%	1,311,390	22.4%
運送、配送、公共交通運行	11	6	17	4.3%	77.3%	123,346	2.1%
保健、医療関係	28	25	53	13.2%	75.7%	1,269,841	21.7%
ゴミ、廃棄物処理	18	18	36	9.0%	67.9%	1,070,722	18.3%
講演、研修、シンポジウム、イベント運営	10	0	10	2.5%	66.7%	16,433	0.3%
施設等機械保守点検	44	11	55	13.8%	64.7%	519,955	8.9%
事務補助、業務支援	17	10	27	6.7%	62.8%	336,199	5.8%
福祉関係	15	6	21	5.3%	60.0%	375,957	6.4%
除草、剪定、消毒、害虫駆除	14	0	14	3.5%	58.3%	30,182	0.5%
物品の製作、印刷、設置、交換、補修	10	0	10	2.5%	55.6%	13,708	0.2%
窓口、相談、受付	6	0	6	1.5%	50.0%	12,163	0.2%
コンサルティング、企画、計画等策定	8	2	10	2.5%	41.7%	43,610	0.8%
その他の業務	2	0	2	0.5%	40.0%	1,530	0.0%
施設清掃、衛生管理	6	2	8	2.0%	38.1%	35,055	0.6%
施設、設備等維持管理運営	14	11	25	6.3%	32.9%	480,392	8.2%
調査、研究、測定、集計、鑑定	22	5	27	6.8%	29.3%	74,779	1.3%
施設警備	1	0	1	0.3%	16.7%	1,143	0.0%
工事、修繕、測量、登記、工事関連設計等	2	3	5	1.2%	8.6%	96,241	1.7%
合計	273	127	400	100.0%	54.1%	5,849,814	100.0%

※契約額は当初契約時の金額

ウ 一者随意契約時の入札実施状況(委託契約)

一者随意契約実施時における契約金額決定のための入札実施の有無を示したものが表9である。

契約金額の決定のための入札については、「有り」135件(33.8%)、「無し」265件(66.2%)となっている。

また、入札を実施した際の平均落札率は96.6%となっており、実施しなかった場合の98.5%と比較して1.9ポイント低くなっている。

なお、入札を実施しているものは「コンピュータシステム関連」(26件)や「工事、修繕、測量、登記、工事関連設計等」(21件)の業務で多く見受けられた。

【表9】一者随契時の入札実施状況 (単位：件)

	件数	構成比	平均落札率
有り	135	33.8%	96.6%
無し	265	66.2%	98.5%
合計	400	100.0%	97.9%

エ 一者随意契約時の予定価格の算出方法(委託契約)

一者随意契約を行った際の予定価格の算出方法を示したものが表10である。

最も回答件数が多かったのは「1者の見積書」274件(67.8%)で、以下「前年度実績を参照」57件(14.1%)、「単価表・積算基準」44件(10.9%)となっている。複数回答されたものは、「1者の見積書」と「前年度実績を参照」が2件、「単価表・

積算基準」と「前年度実績を参照」が1件となっている。

「1者の見積書」と回答したものには、「コンピュータシステム関連」や「施設等機械保守点検」などの業務が、「前年度実績を参照」では、「保健、医療関係」の業務が多く見受けられた。

なお、「その他」については、「要領で金額が規定されているもの」、「コンサルにより算出されているもの」、「市民協働提案事業制度によるもの」となっている。

また、平均落札率では、「複数業者の見積書」(98.8%)、「単価表・積算基準」(98.6%)、「1者の見積書」(98.5%)が高い数値となっている。

【表10】 予定価格の算出方法（一者随契） (単位：件)

	件数	構成比	平均落札率
1者の見積書	274	67.8%	98.5%
複数業者の見積書	6	1.5%	98.8%
単価表・積算基準等	44	10.9%	98.6%
前年度実績を参照	57	14.1%	97.1%
類似業務の積算内容を参照	9	2.2%	71.6%
国・県等の積算基準	11	2.7%	97.8%
その他	3	0.8%	96.7%
合計	404	100.0%	97.8%

※複数回答あり

オ 受注業者の関係（一者随意契約）

一者随意契約を行った際の今回受注した業者と前回受注した業者の関係を示したものが表11となっている。

最も回答が多かったのは「前回と同一業者」314件(78.5%)で全体の7割を超えており、以下「今回が初めての業務」85件(21.3%)、「一部又はすべての業者を変更」1件(0.2%)となっている。

なお、「一部又はすべての業者を変更」の内容は、国が発注する業務委託と重複しており、国発注の受託者と随意契約を行ったものとなっている。

【表11】 今回と前回受注業者との関係 (単位：件)

	件数	構成比
前回と同一業者	314	78.5%
一部又はすべての業者を変更	1	0.2%
今回が初めての業務	85	21.3%
合計	400	100.0%

カ 随意契約の理由(一者随意契約)

随意契約は競争入札を原則とする契約方式の例外であり、自治令 167 条の 2 第 1 項及び地公令第 21 条の 14 第 1 項第 1 号から第 9 号までの要件に該当する場合以外は適用できないものとなっている。

表 12 は一者随意契約を行った際に随意契約理由書に記載された自治令及び地公令の号数を該当号別に示したものである。

随意契約の理由で最も多かったのは、「2 号」325 件(80.6%)で全体の 8 割を占めており、以下「6 号」31 件(7.7%)、「3 号」26 件(6.5%)と続いている。

また、「その他」については、4 件とも随意契約理由に該当号数の記載がなかったものとなっている。これらについては、随意契約理由の内容を見ると 2 号に該当するものと思われる。

複数選択されたものは 3 件で、いずれも「2 号」と「6 号」を理由としていた。

なお、「5 号」を選択していたものは、特別定額給付金給に関する業務など新型コロナウイルス感染症への対応のための業務、「7 号」を選択していたものは、指定管理者の既存有人窓口を利用することにより経費を抑える業務となっている。

【表12】 随意契約の理由(一者随意契約) (単位：件)

地方自治法施行令第167条の2第1項及び 地方公営企業法施行令第21条の14第1項該当号数	件数	構成比
2号 (契約の性質又は目的が競争入札に適しない ものをするとき)	325	80.6%
3号 (福祉関係施設等から普通地方公共団体の規 則で定める手続きにより物品等の調達をする 契約等をするとき)	26	6.5%
4号 (普通地方公共団体の長の認定を受けたもの が生産する物品等について、規則に定める 手続きにより契約をするとき)	0	0.0%
5号 (緊急の必要により入札に付することができ ないとき)	13	3.2%
6号 (競争入札に付することが不利と認められる とき)	31	7.7%
7号 (時価に比して著しく有利な価格で契約を締 結することができる見込みがあるとき)	1	0.3%
8号 (競争入札に付し入札者がいないとき、又は 再度の入札に付し落札者が ないとき)	3	0.7%
9号 (落札者が契約しないとき)	0	0.0%
その他	4	1.0%
合計	403	100.0%

※複数選択あり。

キ 随意契約理由2号の内訳

表 12 で回答が多かった「2 号」について随意契約理由として記載されていた内容を分類し、その内訳を示したものが表 14 である。

件数が多い順に「業務の継続性・過去の実績」191件(58.8%)、「業務の提供者が限定的」96件(29.5%)、「業務の専門性」36件(11.1%)となっている。

「その他」は、他者と比較して低価格となることなどを理由としており、「2号」ではなく「6号」が該当すると思われるものとなっている。

なお、随意契約の理由を確認した際に以下のような点が見受けられた。

○自治令や地公令の該当号数が記載されていないもの。

○該当号数を誤っているもの。

・2号と6号の選択誤りや競争入札を行っていないのに8号を選択しているもの。

○随意契約理由の記載内容が不十分なもの

・2号該当のものについて、業務に精通していることやノウハウを持っているなど理由が具体的ではなく、仕様書の作成で対応できるのではないかと思われるようなもの。

・一者随意契約を行うにあたって随意契約の理由は記載されているが、その業者だけしか対応できない理由が記載されていないもの。

【表13】随意契約理由2号の内訳（一者随意契約）

（単位：件）

			件数	構成比
①	業務の専門性	特殊な技術、機器又は設備などを必要とする業務で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合	36	11.1%
②	業務の継続性・過去の実績	業務執行上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況などに精通した者に業務の執行をさせる必要がある場合	191	58.8%
③	業務の秘密性	普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき	1	0.3%
④	業務の提供者が限定的	契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。	96	29.5%
⑤	その他	—	1	0.3%
合計			325	100.0%

(4) 予定価格5万円以上の備品購入の状況

ア 備品購入の所属別実績

令和2年度における予定価格5万円以上の備品購入の所属別実績を示したものが表14である。

令和2年度には予定価格5万円以上の備品購入828件を実施しており、随意契約が可能な金額要件である80万円以下のものは678件(81.9%)、80万円超のものは

150 件(18.1%)となっている。

最も件数が多かった所属は「教育委員会」432 件(52.2%)で、以下「中央病院」209 件(25.3%)、「福祉こども部」58 件(7.0%)と続いている。

購入金額は合計で 876,143 千円となっており、最も金額が多かったのは「中央病院」423,954 千円(48.4%)で、以下「教育委員会」206,430 千円(23.6%)、「消防本部」103,287 千円(11.8%)と続いている。

「中央病院」の購入金額が高かったのは、「ガンマカメラシステム」を始めとした医療機器など比較的金額が高いものの購入が多かったことによるもので、「ガンマカメラシステム」は今回調査した中で最も金額が高かったものとなっている。

また、1 件当たりの平均金額では「消防本部」や「市民部」の金額が高くなっている。主な理由は、「消防本部」では「化学消防ポンプ自動車」など車両の購入があったこと、「市民部」では「移動式バスケットゴール」の購入があったことによるものとなっている。

「教育委員会」は件数が多いが、平均金額が低くなっている。これは、図書や学校の教材など 1 件当たりの金額が低いものの購入が多かったことによるものである。

【表14】5万円以上の備品購入の状況(所属別)

(単位：件・千円)

	所属数	件数				購入金額	構成比	1 購入 当たりの 平均金額
		予定価格 5万円以上 80万円以下	予定価格 80万円超	合計	構成比			
市長公室	2	0	0	0	0.0%	0	0.0%	—
総務部	7	14	7	21	2.5%	22,044	2.5%	1,050
財政部	6	10	6	16	1.9%	18,713	2.1%	1,170
市民部	7	5	3	8	1.0%	19,939	2.3%	2,492
福祉こども部	7	50	8	58	7.0%	30,893	3.5%	533
保健部	7	11	0	11	1.3%	3,690	0.4%	335
環境部	4	5	4	9	1.1%	11,884	1.4%	1,320
産業経済部	5	2	0	2	0.2%	477	0.1%	239
都市整備部	8	2	0	2	0.2%	452	0.0%	226
上下水道部	7	6	11	17	2.1%	32,856	3.7%	1,933
建設部	5	3	0	3	0.4%	502	0.1%	167
中央病院	5	147	62	209	25.3%	423,954	48.4%	2,028
消防本部	6	23	16	39	4.7%	103,287	11.8%	2,648
教育委員会	6	400	32	432	52.2%	206,430	23.6%	478
その他行政委員会等	5	0	1	1	0.1%	1,023	0.1%	1,023
合計	87	678	150	828	100.0%	876,143	100.0%	1,058

※所属数は令和3年4月1日現在

※購入金額額は当初契約時の金額

イ 備品購入の備品種類別実績

令和 2 年度における予定価格 5 万円以上の備品購入の備品種類別実績を示したものが表 15 である。

件数が最も多かったのは「医療機械器具類」156 件(18.8%)で、以下「雑器具類」106 件(12.8%)、「書籍類・ソフトウェア」101 件(12.2%)と続いている。

購入金額では「医療機械器具類」373,650 千円(42.6%)が最も金額が多く、以下「車両」89,305 千円(10.2%)、「書籍類・ソフトウェア」80,513 千円(9.2%)と続いている。

「医療機械器具類」は、件数も購入金額も最も多くなっているが、ほとんどが「中央病院」による購入で1件当たりの金額が高い医療機器が主な内容となっている。

【表15】5万円以上の備品購入の状況(備品種類別)

(単位：件・千円)

	件数				購入金額	構成比
	予定価格 5万円以上 80万円以下	予定価格 80万円超	合計	構成比		
医療機械器具類	104	52	156	18.8%	373,650	42.6%
雑器具類	99	7	106	12.8%	36,214	4.1%
書籍類・ソフトウェア	99	2	101	12.2%	80,513	9.2%
電気・光学器具類	67	5	72	8.7%	25,937	3.0%
音響照明器具類	27	18	45	5.4%	36,270	4.1%
戸棚・箱類	39	4	43	5.2%	15,516	1.8%
机・台類	35	4	39	4.7%	25,071	2.9%
計器類	30	9	39	4.7%	35,409	4.0%
事務用器具類	32	3	35	4.2%	18,585	2.1%
冷暖房器具類	29	1	30	3.6%	14,306	1.6%
体育遊具類	28	2	30	3.6%	22,541	2.6%
厨房器具類	17	10	27	3.3%	47,473	5.4%
消防防災用具類	13	13	26	3.1%	26,048	3.0%
椅子類	18	5	23	2.8%	11,260	1.3%
機械器具類	14	3	17	2.1%	8,364	1.0%
楽器類	15	0	15	1.9%	3,678	0.4%
車両	3	10	13	1.6%	89,305	10.2%
工具類	9	2	11	1.3%	6,004	0.7%
合計	678	150	828	100.0%	876,143	100.0%

※購入金額額は当初契約時の金額

ウ 備品購入の実績(契約方法別)

契約方法別の備品購入の状況を示したものが表16である。

件数が最も多かったのは「オープンカウンター」427件(51.6%)で過半数を占めており、以下「指名競争入札」133件(16.1%)、「一者随意契約」117件(14.1%)、「随意契約(見積合せ)」79件(9.5%)と続いている。

備品購入では集中購入が実施されていることや案件ごとの特殊性が少ないこともあり、委託契約に比較すると「一者随意契約」の比率が低くなっている。

契約金額では「指名競争」620,249千円(70.8%)が最も多くなっており、以下「オープンカウンター」85,492千円(9.7%)、「単価契約」77,207千円(8.8%)、「一者随意契約」63,197千円(7.2%)と続いている。

【表16】5万円以上の備品購入の状況(契約方法別)

(単位：件・千円)

	件数				購入金額	構成比
	予定価格 5万円以上 80万円以下	予定価格 80万円超	合計	構成比		
一般競争入札	0	0	0	0.0%	0	0.0%
指名競争	0	133	133	16.1%	620,249	70.8%
単価契約	68	3	71	8.6%	77,207	8.8%
随意契約(見積合せ)	78	1	79	9.5%	21,551	2.5%
一者随意契約	105	12	117	14.1%	63,197	7.2%
オープンカウンター	427	0	427	51.6%	85,492	9.7%
プロポーザル	0	1	1	0.1%	8,448	1.0%
その他の契約方法	0	0	0	0.0%	0	0.0%
合計	678	150	828	100.0%	876,143	100.0%

※指名競争には公募型を含む

エ 契約方法別の落札率の状況

予定価格5万円以上の備品購入における契約方法別の落札率を示したものが表17である。

備品購入全体の落札率は88.9%となっている。

契約方法別で最も落札率が高かったのは、「プロポーザル」(100.0%)(1件のみ)で、以下「一者随意契約」(99.9%)、「単価契約」(98.5%)、「随意契約(見積合せ)」(97.1%)と続いている。

また、「一者随意契約」の落札率は99.9%となっており、「一者随意契約以外の契約方法」の平均落札率87.1%と比較して12.8ポイント高くなっている。

なお、「一者随意契約」の落札率の内訳では、「落札率100%」が111件と全体の9割以上を占めており、平均落札率が上昇する要因となっている。

【表17】契約方法別落札率の状況

(単位：件)

落札率別内訳	一者随意契約		一者随意契約以外の契約方法										合計			
	件数	比率	指名競争		プロポーザル		随意契約(見積合せ)		オープンカウンター		単価契約		小計		件数	比率
50%未満	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	12	2.8%	0	0.0%	13	1.8%	13	1.6%
50%以上 75%未満	0	0.0%	29	21.8%	0	0.0%	2	2.5%	91	21.3%	0	0.0%	122	17.2%	122	14.7%
75%以上 100%未満	6	5.1%	95	71.4%	0	0.0%	22	27.9%	260	60.9%	71	100.0%	448	63.0%	454	54.8%
100%	111	94.9%	8	6.0%	1	100.0%	55	69.6%	64	15.0%	0	0.0%	128	18.0%	239	28.9%
合計	117	100.0%	133	100.0%	1	100.0%	79	100.0%	427	100.0%	71	100.0%	711	100.0%	828	100.0%
平均落札率	99.9%		85.9%		100.0%		97.1%		83.6%		98.5%		87.1%		88.9%	

(5) 一者随意契約の状況(予定価格5万円以上の備品購入)

ア 備品購入の所属別実績(一者随意契約)

一者随意契約の状況を所属別に示したものが表 18 である。

件数が最も多かった所属は「中央病院」80 件(68.4%)で、次が「教育委員会」26 件(22.2%)となっている。

購入金額では「中央病院」41,320 千円(65.4%)が最も多く、以下「総務部」8,127 千円(12.9%)、「福祉こども部」6,311 千円(10.0%)、「教育委員会」5,567 千円(8.8%)と続いている。

所属ごとの 5 万円以上の備品購入件数に占める一者随意契約の割合では、「中央病院」(38.3%)が最も高く、以下「市民部」(25.0%)、「総務部」(19.0%)と続いている。医療器具の購入が多い「中央病院」では比較的一者随意契約の比率が高くなっているが、備品については集中購入を実施しているため全体的に一者随意契約の比率は低くなっている。

【表18】一者随意契約の状況(所属別)

(単位：件・千円)

	件数				5万円以上の 物品購入に 占める一者 随意契約の 割合	購入金額	構成比
	予定価格 5万円以上 80万円以下	予定価格 80万円超	合計	構成比			
市長公室	0	0	0	0.0%	—	0	0.0%
総務部	3	1	4	3.4%	19.0%	8,127	12.9%
財政部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
市民部	1	1	2	1.7%	25.0%	1,153	1.8%
福祉こども部	2	2	4	3.4%	6.9%	6,311	10.0%
保健部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
環境部	1	0	1	0.9%	11.1%	718	1.1%
産業経済部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
都市整備部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
上下水道部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
建設部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
中央病院	72	8	80	68.4%	38.3%	41,320	65.4%
消防本部	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
教育委員会	26	0	26	22.2%	6.0%	5,567	8.8%
その他行政委員会等	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%
合計	105	12	117	100.0%	14.1%	63,197	100.0%

※契約額は当初契約時の金額

イ 備品購入の備品種類別実績(一者随意契約)

一者随意契約の状況を備品種類別に示したものが表 19 である。

件数が最も多かったのは「医療機械器具類」53 件(45.3%)で、以下「書籍類・ソフトウェア」26 件(22.2%)、「事務用器具類」16 件(13.6%)と続いている。

購入金額についても「医療機械器具類」35,395 千円(56.0%)が最も多く、以下「音響照明器具類」8,070 千円(12.8%)、「書籍類・ソフトウェア」5,944 千円(9.4%)、「電気・光学器具類」5,820 千円(9.2%)と続いている。

備品種類別の 5 万円以上の物品購入に占める一者随意契約の割合では、「事務用器具類」(45.7%)や「医療機械器具類」(34.0%)などで一者随意契約の比率が高くなっている。

「事務用器具類」の割合が高いのは、電話機の子機や医療機器に対応するプリンターなど既存機器との関連性が高い備品購入で一者随意契約が行われたことなどによるものである。

また、同じく一者随意契約の割合が高かった「医療機械器具類」では、新型コロナウイルスに対応する器具購入や既存機器の故障など、緊急に備品を購入する必要があるもので一者随意契約が行われていた。

【表19】一者随意契約の状況(備品種類別)

(単位：件・千円)

	件数				5万円以上の物品購入に占める一者随意契約の割合	購入金額	構成比
	予定価格5万円以上80万円以下	予定価格80万円超	合計	構成比			
事務用器具類	16	0	16	13.6%	45.7%	3,513	5.6%
医療機械器具類	45	8	53	45.3%	34.0%	35,395	56.0%
書籍類・ソフトウェア	26	0	26	22.2%	25.7%	5,944	9.4%
機械器具類	2	1	3	2.6%	17.6%	1,187	1.9%
音響照明器具類	3	1	4	3.4%	8.9%	8,070	12.8%
雑器具類	9	0	9	7.7%	8.5%	1,786	2.8%
計器類	2	0	2	1.7%	5.1%	772	1.2%
冷暖房器具類	1	0	1	0.9%	3.3%	649	1.0%
体育遊具類	1	0	1	0.9%	3.3%	59	0.1%
電気・光学器具類	0	2	2	1.7%	2.8%	5,820	9.2%
合計	105	12	117	100.0%	18.5%	63,197	100.0%

※契約額は当初契約時の金額

ウ 一者随意契約時の入札執行状況(備品購入)

一者随意契約実施時における購入金額決定のための入札の実施状況を示したものが表20である。

購入金額の決定のための入札については、「有り」11件(9.4%)、「無し」106件(90.6%)となっている。

入札を実施した際の平均落札率は99.8%となっており、実施しなかった場合の99.9%と比較して0.1ポイント低くなっている。

なお、入札を実施しているものは「医療機械器具類」などで見受けられた。

【表20】一者随契時の入札実施状況

(単位：件)

	件数	構成比	平均落札率
有り	11	9.4%	99.8%
無し	106	90.6%	99.9%
合計	117	100.0%	99.9%

エ 一者随意契約時の予定価格の算出方法(備品購入)

一者随意契約を行った際の予定価格の算出方法を示したものが表21である。

最も回答件数が多かったのは「1者の見積書」114件(97.4%)で、以下「カタログ等」2件(1.7%)、「複数業者の見積書」1件(0.9%)となっている。

なお、「カタログ等」と回答したものには、「非接触式電子温度計」と「ソファベ
ット」、「複数業者の見積書」では「タブレット」となっており、いずれも新型コロナ
ウイルス感染症への対応のため購入したものとなっている。

また、平均落札率では、該当のあった全ての項目がほぼ 100.0%となっている。

【表21】 予定価格の算出方法（一者随契）（単位：件）

	件数	構成比	平均落札率
1 者の見積書	114	97.4%	99.9%
カタログ等	2	1.7%	100.0%
複数業者の見積書	1	0.9%	100.0%
過去の購入実績	0	0.0%	0.0%
類似物品を参考	0	0.0%	0.0%
国・県等の基準	0	0.0%	0.0%
その他	0	0.0%	0.0%
合計	117	100.0%	99.9%

オ 受注業者の関係（一者随意契約）

一者随意契約を行った際の今回受注した業者と前回受注業者の関係を示したもの
が表 22 である。

最も回答が多かったのは「今回が初めての業務」63 件(53.8%)で、次が「前回と
同一業者」54 件(46.2%)となっている。

【表22】 今回と前回受注業者との関係（一者随契）（単位：件）

	件数	構成比
前回と同一業者	54	46.2%
一部又はすべての業者を変更	0	0.0%
今回が初めての購入	63	53.8%
合計	117	100.0%

カ 随意契約の理由（一者随意契約）

一者随意契約を行った際の随意契約理由を自治令第 167 条の 2 第 1 項及び地公令
第 21 条の 14 第 1 項の該当号別に示したものが表 23 である。

なお、予定価格 80 万円以下の備品購入については、自治令第 167 条の 2 第 1 項及
び地公令第 21 条の 14 第 1 項の 1 号の規定により随意契約とすることができるが、
本市ではオープンカウンターや見積合せを行わない場合について 2～9 号の随意契
約理由を付すことになっており、その際の該当号数を記載している。

随意契約の理由で最も多かったのは「5 号」63 件(53.8%)で、以下「2 号」48 件
(41.0%)、「7 号」5 件(4.3%)と続いている。

「5 号」で購入したものは、新型コロナウイルス対応や医療機器の故障など緊急
の対応が必要だったものなど、「2 号」で購入したものは、一般では取り扱いのない
書籍や既存のシステムや機器との整合性をとる必要があるものなどが主な内容とな
っている。

また、「7号」で購入したものの内容は、全て中央病院の医療機器で共同購入品のため通常購入よりも安価になるものとなっている。

なお、「その他」については、金額的には本来オープンカウンターとすべきものを担当課において一者随意契約で購入したものとなっている。

【表23】 随意契約の理由（一者随意契約）

（単位：件）

地方自治法施行令第167条の2第1項及び 地方公営企業法施行令第21条の14第1項該当号	件数			
	予定価格 5万円以上 80万円以下	予定価格 80万円超	合計	構成比
2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）	46	2	48	41.0%
3号（福祉関係施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより物品等の調達をする契約等をするとき）	0	0	0	0.0%
4号（普通地方公共団体の長の認定を受けたものが生産する物品等について、規則に定める手続きにより契約をするとき）	0	0	0	0.0%
5号（緊急の必要により入札に付することができないとき）	56	7	63	53.8%
6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）	0	0	0	0.0%
7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき）	2	3	5	4.3%
8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき）	0	0	0	0.0%
9号（落札者が契約しないとき）	0	0	0	0.0%
その他	1	0	1	0.9%
合計	105	12	117	100.0%

4 調査及び監査に基づく改善事項等

調査及び監査の結果、改善や検討が望まれる事項を次のとおりまとめたので、適切な対応を講じられたい。

(1) 契約方法の妥当性に対する検査体制の構築

地方公共団体の契約は競争入札方式が原則であり、随意契約はあくまで例外となっている。そのため、随意契約を選択する場合は、その必要性等や自治令 167 条の 2 第 1 項及び地公令第 21 条の 14 第 1 項の各号の要件に該当していることを明瞭に示す必要がある。

今回調査した中で、委託契約の随意契約理由について、該当号数の誤りや随意契約理由の記載内容が不十分なものなどが見受けられた。現状では、随意契約理由について各指名委員会で審議しているが、審議の結果についてのチェックは実施されていない。審議内容の妥当性について定期的に第三者によるチェックを行うなど、指名委員会が適正に機能しているかどうか確認するための検査体制づくりを検討されたい。

(2) 予定価格の妥当性検証の強化

一者随意契約は他の契約方法に比して予定価格に対する平均落札率が高くなっており、多くの契約で落札率が 100%となっている。

予定価格の設定については、新規の契約以外のほとんどが一者見積りとなっているが、類似業者からの見積書の取得の他、他所属や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施など、適正な予定価格の設定に努められたい。

(3) 契約相手の妥当性検証の強化

一者随意契約の契約相手について、新規の事業以外のほとんどが前回と同じ業者との契約を選択している。他所属や他市における類似事例の状況確認及び指名参加願などにより契約検査課で集中管理している業者情報の共有や契約を履行する能力のある事業者の参入状況についての情報収集を行うなど、契約相手の妥当性について確認し、より公正な業者選定に努められたい。

(4) 契約手続きに対する検査体制の構築

備品購入手続きにおいて、一部本来オープンカウンターとすべきものを一者随意契約で購入したものがあつた。物品納入後に会計室の支出時のチェックで判明したケースであるが、購入手続き前での予防を可能とする契約手続きの執行過程でチェックする内部統制を検討されたい。

(5) 随意契約ガイドラインの見直し

本市では随意契約に関する公平性、透明性の確保及び事務処理の統一化を図るために「随意契約ガイドライン」を策定しているが、その内容は主に工事請負契約について定めたもので、部・課単位の指名委員会で審議することが多い委託契約には適応しにくいものとなっている。

契約方法の妥当性等について各指名委員会に審議を委ねるのであれば、委託、物品購入、修繕等における随意契約についても具体的で明瞭な基準を示す等判断がしやすいものに見直すことを検討されたい。

(6) 職員への啓発の徹底

委託契約においては、契約相手や契約方法の選定は、各所属及び各指名委員会の判断に委ねられ、契約検査課は「契約事務の手引き」や「随意契約ガイドライン」の作成・提示をしているだけであるが、随意契約理由書の具体例や他市の類似情報に基づく随意契約の可否の判断、随意契約理由書の作成、契約相手の選定及び予定価格の設定などを盛り込んだより実践的な研修内容に強化するなど、職員の契約実務に関する知識を向上させるため、より積極的な役割を果たすよう努められたい。